

2024年
対策

旅行 業務取扱 管理者試験

標準

テキスト

4

海外旅行実務

総合受験対応



実践的に学べる「例題」と「計算」

規則や計算手順をスムーズに理解できます！

資料の読み方、計算手順の定着が重要になる「**出入国・海外実務（時差計算や所要時間計算）**」「**国際航空運賃計算**」では、規則や計算方法等が確認できる「**解説（本文）**」に加え、解説に沿った事例がわかる「**例題**」と「**計算**」を掲載！

基礎知識だけでなく計算手順もしっかり着実に身につきます！

STEP 01 解説

まずは「**解説（本文）**」で規則や計算方法等の知識を学習！

【解説（本文）】（例）

Section 2 地方標準時	
(1)	地方標準時「Local Standard Time (LST) 又は Standard Clock」とは、国や地域により、統一して共用するように定めていることである。「GMT」を基準として、西側（西経）では経度15°に1時間遅らせ、東側（東経）では経度15度ごとに1時間早定する。ただし、国境線や都市、島の位置などで、時差の境経度線と必ずしも一致していない。また、インドの地方標 GMT+5.30 であるように、GMT と各国標準時との時差は、も1時間単位とは限らない。
(2)	アメリカ合衆国やオーストラリアなど、東西に長い国土を有する国は、複数の地方標準時を採用している国がある。ただし、

規則や計算方法等の知識を
分かりやすく解説！



STEP 02 例題

インプットした知識を使って「**例題**」にチャレンジ！

解説（本文）の確認だけでなく、本試験で狙われやすいポイントや引っ掛けしやすいポイントを実践的に学べます！

【例題】（例）

（例題）東京が8月1日正午の時、サンフランシスコ（米国）の時刻は？

易しいものから
難しいものまで、
様々な問題を収録！



STEP 03 計算

例題の「**計算**」から**計算問題の解き方や考え方を理解**！

計算が苦手な方でもわかりやすく、安心して学習できます。

【計算】（例）

東京（日本）の GMT との時差は+9、サンフランシスコ（米国・太平洋時間）の GMT との時差は夏時間（DST）実施期間中であるため-7である。
 $(+9) - (-7 \text{ (DST)}) = +16$
→ 東京が16時間進んでいる。
→ [東京時間] 8月1日12:00 - (時差: +16)
= [サンフランシスコ時間] 7月31日20:00 (午後8時)
(※) サンフランシスコの日付が前日になることに注意する。



国際航空や出入国手続等の法・規則変更に対応

いち早く最新情報に対応したテキストで安心！

令和6年4月1日現在を基準とした法規則改正に対応しています。



最新の国際航空運賃・出入国手続等の変更に合わせてテキストの内容も改訂！



受験のノウハウが満載

「科目別の学習方法」「Categoryごとの学習ポイント」がセットの学習ガイド

はじめに4 学習ガイド

Section 1 学習計画表

回数	学習項目	テキスト	ヒューズが問題集
海外旅行業務 第1回	出入国法令		
海外旅行業務 第2回	出入国法令		
海外旅行業務 第3回	旅券		

Section 2 科目別 学習方法

★「8割正解」科目別合格戦略！

旅行業務取扱管理者試験は各受験科目の満点の60%以上の得点で合格ができます。試験に「合格」するまで必ず勉強を怠りません。試験では、科目別に受験定数の80%以上の正解を目指しましょう。

＊問題に慣れたもん勝ち！～旅行業法、約款、出入国類似問題が繰り返し出題～

Section 4 出入国法令 学習ポイント

学習ポイント	重要度
1 ●Category 1 旅券法：総則 特に、数次往復用一般旅券の有効期間を確実に覚えてください。	A
2 ●Category 1 旅券法：旅券の申請手続 特に、「旅券の申請に必要な書類」における「身元確認のための書類」、「提出書類の省略」、「所持人自署欄の署名」、「法定代理人署名欄の署名」、「旅券の代理申請」の内容をしっかりと理解してください。	AA
3 ●Category 1 旅券法：旅券の発給 旅券の代理発給が認められている場合を理解してください。	B

学習ポイントには重要度表示付き！

「出題傾向と対策」が一目でわかる
出題項目一覧表

Section 3 出入国法令 出題項目一覧表

項目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	8問	8問	8問	8問	8問
旅券法	4問	4問	4問	4問	4問
・有効期間	○	○	○	○	○
・申請先（居所申請）	×	×	×	×	×
・申請に必要な書類	○	○	○	○	○
・提出書類の省略	○	×	○	○	×
・署名	○	○	×	○	○
・未成年者等の申請	×	×	×	×	×

POINT!!
4

確認テスト「ポイントチェック」掲載

過去の問題から厳選した問題を「ポイントチェック」として掲載。

学習内容の復習や理解度の確認に役立ちます。

第1問 数次往復用一般旅券に関する以下の問1. ~問11. の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を選びなさい。

問1. 14歳の時に交付を受けた旅券の残存有効期間が1年未満となった場合、名義人は当該旅券の有効期間内に、新たに有効期間が10年の旅券を申請することができる。

テキストを一通り学習後
理解度や苦手をチェック!



試験前の
力試しに!!

POINT!!
5

持ち運びしやすい本の大きさ

システム手帳 (A5 サイズ) と

同じ大きさなので、

持ち運びに便利です。



かばんに楽々収納できるので
どこでも気軽に学習できます

出入国法令テキスト

Category 1	旅券法	P 2
Category 2	入管法、検疫法	P 33
Category 3	動植物検疫に関する法令	P 39
Category 4	外国為替及び外国貿易法（外為法）	P 43
Category 5	通関手続に関する法令	P 46

出入国実務テキスト

Category 1	査証、出入国手続	P 58
Category 2	ホテル・飲食・クルーズ・鉄道の知識	P 70
Category 3	時差の計算	P 83
Category 4	航空時刻表「OAG」の読み方	P 91

語学テキスト

Category 1	語学ガイダンス	P 114
Category 2	旅行英文の読み方	P 117

国際航空運賃計算テキスト

Category 1	基本知識	P 128
Category 2	資料の読み方	P 135
Category 3	普通運賃計算	P 148
Category 4	特別運賃計算	P 170

ポイントチェック

海外旅行実務ポイントチェック 問題編	P 206
海外旅行実務ポイントチェック 解答・解説編	P 226

出入国法令

テキスト



●学習ポイント

「旅券（パスポート）」とは、海外に渡航する日本国民にとって、日本国外務大臣が発給する一種の国籍証明書となる公文書で、国外にあっては唯一の身分証明書である。本試験における出入国法令の科目の中でも最も出題されるテーマであり、特に、『旅券の有効期間』『旅券の申請に必要な書類』『旅券の代理申請』『旅券の記載事項に変更が生じた場合の手続き』『旅券の失効』は、毎年出題される項目であるため、しっかりと覚えたい。

Section 1 総則

1-1. 旅券の種類

旅券には、『公用旅券』と『一般旅券』があり、それぞれ次の渡航事由により発給される。

<p>公用旅券</p>	<p>『公用旅券』とは、国の用務のために渡航する者及び渡航の際に同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいう。公用旅券の中には、特に外交官又は外交関係に携わるものに対し発給される『外交旅券』がある。公用旅券の発給の請求は、関係省庁の長が外務大臣に対して行うこととなるため、例外的な場合を除き、旅行者等が公用旅券を取り扱うことはない。</p>
<p>一般旅券</p>	<p>『一般旅券』とは、公用旅券以外の旅券をいう。したがって、国の用務以外で渡航する者は一般旅券で渡航することとなる。</p>

1-2. 一般旅券の効力

<p>一般旅券は、『数次往復用旅券』と『一往復用旅券』に分かれるが、現在は『一往復用旅券』が発給されることはなく、すべての渡航者に対して『数次往復用旅券』が発給されている。</p>	
数次往復用旅券	<p>『数次往復用旅券』とは、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域に、有効期間中ならば何回でも渡航が可能な旅券をいう。</p> <p>一般旅券の場合、18歳以上の申請者に対しては、原則として有効期間が10年の旅券が発給されるが、申請者の選択により有効期間が5年の旅券も発給される。<u>発給申請の時点で18歳未満の者は、有効期間が5年の旅券が発給される。</u></p> <p>※申請時の年齢は、「年齢計算に関する法律」により、誕生日の前日に1歳加算される。</p>
一往復用旅券	<p>『一往復用旅券』とは、外務大臣が指定する地域（特定地域）に渡航する場合に発給される旅券をいう。ただし、1991年より特定地域を外務大臣が指定していないため、現在、この制度は休眠状態となっている。</p>
限定旅券	<p>『限定旅券』とは、「刑罰関係等」の該当者や特殊な事情を有するために旅券の発給の制限に該当する者に対して発給される旅券をいう。申請内容により渡航先が特定されたり、渡航期間も個別に決められたりすることから、便宜的に『限定旅券』と呼ばれるが、『旅券法』における正式名称ではない。</p>

1-3. 旅券の二重発給の禁止

原則	<p>旅券の発給を受けた者は、その旅券が有効な限り、重ねて旅券の発給を受けることはできない。</p>
例外 (二重発給)	<p>外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要と認める場合（対立関係にある国又は地域との間を往復する場合や以前に渡航した国又は地域と対立関係にある国又は地域に渡航しなければならない場合など（具体例：イスラエルとその対立関係にあるアラブ諸国・イランなど）は、例外的に旅券の二重発給を受けることができる。</p>

Section 2 旅券の申請手続

2-1. 旅券の申請手続

旅券の申請手続には、書面による申請手続(書面手続)とオンラインによる申請手続(電子手続)の2種類がある。

書面手続	国内においては申請者の現住所(住民登録地)の都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事官に対し、書類・写真を提出して、申請を行う。
電子手続	マイナンバーカードとマイナポータルアプリ対応のスマートフォンを使って、申請に必要な書類を電子化し、オンラインにより申請を行う(戸籍謄本を除く。)

2-2. 旅券の新規発給申請ができる場合

一般旅券の新規発給申請(書面手続・電子手続)を行うことができるのは、次のいずれかの事由に該当する場合である。

	申請事由	書面	電子
①	旅券を有していない者が新たに旅券を取得しようとするとき、又は旅券の有効期間が満了し、新たに旅券を取得しようとするとき	○	○
②	現有旅券の残存有効期間が1年未満となったため、新たに旅券を取得しようとするとき	○	○
③	現有旅券の記載事項に変更が生じ、新たに旅券を取得しようとするとき	○	○
④	現有旅券の査証欄に余白がなくなったため、新たに旅券を取得しようとするとき	○	○
⑤	旅券を紛失又は焼失し、その旨を届け出たとき(海外で旅券を紛失又は焼失し、「渡航書」で帰国した後に、新たに旅券を取得しようとするときを含む。)	○	○
⑥	現に有する旅券を著しく損傷したため、新たに旅券を取得しようとするとき	○	×
⑦	外務大臣又は領事官が旅券の名義人の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認めたとき	○	×

(※) ○ = 可(都道府県により電子申請が可能な事項は異なる。) × = 不可

2-3. 居所申請

次の a～e に該当する者は、居所（個人の生活の本拠ではないが、ある程度の期間継続して居住している場所）で申請が認められている。	
a	海外からの一時帰国者（日本に住所を有していない者）
b	寄港地に上陸中の船員
c	学生及び生徒（専門学校及び各種学校の学生を含む。）
d	単身赴任者など長期出張者や季節労働に従事している者
e	その他都道府県知事が適当と認める者
居所申請を希望する場合は、居所を立証できる書類及び居所を有する理由を旅券の申請窓口に示す必要がある。ただし、居所に居住している期間に定めはない。 なお、居所申請の場合、代理申請は認められていない。	

2-4. 旅券の申請に必要な書類

一般旅券の新規発給申請の必要書類は次のとおりであるが、申請方法（書面手続・電子手続）や申請内容により必要な書類が異なる。		
(1)	一般旅券発給申請書	
	① 書面	1 通（有効期間が 5 年の旅券用と 10 年の旅券用では様式が異なる。なお、外務省ホームページ掲載の「パスポートダウンロード申請書」によるダウンロード申請書を利用することができる。）
	電子	記載すべき事項に相当する情報を入力する。
	戸籍謄本（同一戸籍内の全員分が記載：全部事項証明書） （提出の日前 6 か月以内に作成されたものに限る。）	
	② 書面	1 通
	電子	1 通（書留郵便（簡易書留を含む）により提出する。ただし、希望により直接窓口に提出も可能である。）
	写 真	
	③ 書面	1 枚（提出の日前 6 か月以内に申請者本人のみが撮影された、裏面に氏名を記入したものに限り。縁なしで規定の各寸法を満たす、無帽で正面を向いたもので、背景（影を含む）がないなど、厳しい規格がある。）
	電子	上記規格を満たすパスポート用顔写真を撮影する。

(1)	④	身元確認のための書類	
		「住民票の写し（提出の前日6か月以内に発行された、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの）」と以下の書類の提出が必要である。	
		a	次に掲げる書類のうちいずれか1点
			<p>日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証(国内で発行された国外運転免許証及び仮運転免許証を含む)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、個人番号(マイナンバー)カード(通知カードは不可)、写真付き住民基本台帳カード(※)、写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)など外務省令で定められている証明書類、その他官公庁が発行した身分証明書で写真が貼付されているもの</p> <p>(※)写真付き住民基本台帳カード(住基カード)に代わり、個人番号(マイナンバー)カードが新たに身元確認のための書類となったが、有効な写真付き住民基本台帳カードは、有効期限が発行日から最長10年あり、移行措置として身元確認のための書類とみなされる。</p>
b	イ	健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、船員保険等被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳(証書)、基礎年金番号通知書、厚生年金手帳(証書)、船員保険年金手帳(証書)、共済年金証書、印鑑登録証明書及び登録印(実印)、その他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの	
	ロ	学生証・会社等の身分証明書(写真貼付)、公の機関が発行した資格証明書(上記a.の資格証明書以外のもので写真貼付)又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの	

(1)	④	電子	個人番号(マイナンバー)カードに記録された情報を入力する。
(2)	書面	住民基本台帳法による都道府県知事保持の本人確認情報のうち、 <u>個人番号以外のもの</u> を利用する場合は、「住民票の写し」の提出又は提示が不要である。ただし、上記の確認方法を希望しない場合又は居所申請(海外からの一時帰国者を除く)の場合は、「住民票の写し(申請日前6か月以内に発行された、個人番号の記載がないもの)」の提示又は提出が必要である。	
	電子	個人番号(マイナンバー)カードに記録された情報を入力する。	
(3)	書面	申請者からの提示により現有旅券の確認を行う。	
	電子	ICチップデータ若しくは名義人の氏名・生年月日等が記載されたページとその裏面及び裏表紙の裏面を撮影した写真を送信することにより現有旅券の確認を行う。	

2-5. 提出書類(戸籍謄本)の省略

一般旅券の発給を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、戸籍謄本の提出を省略することができる。	
①	旅券を所持する者が新たに一般旅券の発給を申請(切替新規発給申請)するとき。ただし、申請者の氏名又は本籍の都道府県名など旅券の記載事項に変更がないときに限る。
②	保護・便宜のため二重に旅券の発給を申請するとき。
③	同一の戸籍内にある2人以上の者が同時に一般旅券の発給の申請をするに当たって、いずれか1人が戸籍謄本を提出するとき。
④	国外で、有効な国籍証明書又は船員手帳を提出するとき。
⑤	緊急に渡航する必要を生じて一般旅券の発給の申請をする場合で、本籍の入った住民票の写し(提出日前6か月以内に作成されたもので、個人番号の記載がないもの)を提出するとき。ただし、戸籍謄本の提出が困難であると認められるときに限る。
⑥	国外において、新たに旅券の発給の申請をする場合において、旅券の有効期間満了前に旅券の発給の申請をすることができないことについて真にやむを得ない理由があると認められるとき。

2-6. 「所持人自署」欄の署名

(1)	<p>一般旅券の発給を申請する者は、書面手続の場合は一般旅券発給申請書の「所持人自署」欄に署名、電子手続の場合はパスポート用自署(サイン)を撮影しなければならない。「所持人自署」欄の署名が旅券に転写されるため、渡航先で実際に使う署名をする必要がある。なお、「所持人自署」欄の署名は、ヘボン式ローマ字表記でなければならないという規定はなく、漢字表記などで行うことができる。</p>
(2)	<p>乳幼児や病気、身体の故障など、発給申請者自身で署名することが困難な場合は、代替りの者による申請者の記名でよい。この場合、代わりに記名すべき者の順位は、次のとおりと規定されている。ただし、「所持人自署」欄に代理で署名する者は、申請者の氏名と記入者の氏名及び申請者との関係を記入しなければならない。</p>
①	発給申請者の法定代理人
②	発給申請者の配偶者
③	発給申請者の海外渡航に同行を予定しているもの
④	都道府県知事又は領事官が発給申請者に代わり記名することが適当であると認めるもの

(書面手続の記入例：法定代理人などの代筆)

所持人自署

(この署名は旅券にそのまま転写されます)

大原 花子
大原 太郎 (父) 代筆

(枠からはみ出さないように署名してください)

所持人自署

(この署名は旅券にそのまま転写されます)

<i>Hanako Ohara</i>
<i>by T. Ohara (Father)</i>

(枠からはみ出さないように署名してください)

2-7. 「法定代理人署名」欄の署名

(1)	<p>未成年者(18歳未満)又は成年被後見人が旅券の発給申請をする場合には、一般旅券発給申請書(裏面)の「法定代理人署名」欄に法定代理人の署名(電子手続の場合は署名画像)が必要である。</p>
(2)	<p>法定代理人が遠隔地にいる場合で、署名を受けることが事実上困難なときは、法定代理人から署名済みの「旅券発給申請同意書」をとりつけ、これに代えて提出することができる。</p>

2-8. 旅券の代理申請

(1)	一般旅券の発給申請は、原則として申請者本人が行う。		
(2)	申請者の配偶者又は2親等内の親族、申請者の指定した者など申請者の代わりの者が、一般旅券の発給申請を行うことができる。これを一般的に「代理申請」という。 代理申請を行う場合の注意点は次のとおりである。		
	書面	①	申請者に代わり出頭する者は、 <u>法定代理人を除き</u> 、「申請書類等提出委任申出書」1通が必要となる。なお、申出書は、一般旅券発給申請書など、各申請書の中に組み込まれている。
		②	申請者に代わり出頭する者は、申請者本人の身元確認の書類とともに、代理人の身元確認書類の提示又は提出が必要である。
		③	申請者に代わり出頭する者は、申請の内容を知り、かつ都道府県知事又は領事官の指示を確実に伝達する能力がある者でなければならないが、 <u>特に年齢その他の資格は定められていない</u> 。
		④	申請者の指定した者（申請者の配偶者又は2親等内の親族を除く。）が代理申請する場合、その者は当該申請前5年以内に一般旅券の発給を受けるに当たって不正な行為をした者であってはならない。
	電子	①	<u>申請者が未成年者又は成年被後見人であって、かつ、国内においてその法定代理人を通じて申請する場合に限り、代理申請(代理提出)が認められる。</u>
②		<u>電子手続による代理提出を行う場合、その法定代理人の代理人登録が必要である。</u>	

Section 3 旅券の受領

(1)	新たに発給された一般旅券の受領は、原則として申請者本人が出頭して行われる。ただし、 <u>申請者本人が病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、申請者が本人であることが明らかであるときは、申請者が指定した者を出頭させて旅券を交付することがある。</u> この場合、「交付時出頭免除願書」を1通提出しなければならない。
(2)	申請者に代わり旅券を受領する者として申請者が指定する者は、自己の行為の責任をわきまえる能力がある者でなければならない。

Section 4 旅券の記載事項

4-1. 旅券の記載事項

旅券には次に掲げる事項が記載されている。	
①	旅券の種類、番号、発行年月日及び有効期間満了の日
②	旅券の名義人の氏名・呼称（旧姓や別姓・名の別名併記）及び生年月日 （ <u>旅券の名義人の氏名・呼称は、ヘボン式ローマ字により表記されるが、申請者がその氏名・呼称についてヘボン式によらないローマ字表記を希望し、又は別名の呼称（旧姓や別姓・名）の併記を希望し、外務大臣又は領事官が、当該表記が適当であり、かつ、渡航の便宜のために特に必要であると認めるときは、ヘボン式によらないローマ字表記や別名併記ができる。</u> ）
③	渡航先（一往復用旅券及び限定旅券を除き、「本邦外のすべての地域」と記載されている。）
④	旅券の名義人の性別、国籍（国籍コードを含む。）及び本籍の都道府県名
⑤	旅券の効力（一往復用旅券の場合のみ）
⑥	旅券の発行国のコード及び発行官庁

4-2. IC旅券（電磁的方法により記録された旅券）

「IC旅券」とは、ICチップ（集積回路）を搭載し、国籍や名前、生年月日など旅券面の身分事項のほか、所持人の顔写真を電磁的に記録している旅券のことで、冊子中央にICチップ及び通信を行うためのアンテナを格納したカードが組み込まれている。

IC旅券には次に掲げる事項が記録されている。

①	旅券名義人の写真
②	旅券の番号及び有効期間満了の日
③	旅券の名義人の氏名、生年月日、性別及び国籍コード
④	旅券の発行国のコード

Section 5 残存有効期間同一旅券

(1)	一般旅券の名義人は、当該旅券の記載事項に変更が生じた場合や査証欄に余白がなくなったときは、原則として、新たに一般旅券の発給を申請（書面手続・電子手続）することとなる。これを一般的に「切替新規発給申請」という。
(2)	<p>査証欄に余白がなくなったときや変更が生じた記載事項が以下の①～④の事由に該当する場合で、旅券の名義人が希望するときは、「残存有効期間同一旅券」を申請（書面手続・電子手続）することができる。</p> <p>① <u>名義人の氏名・呼称</u></p> <p>② <u>本籍の都道府県名</u></p> <p>③ <u>生年月日</u></p> <p>④ <u>性別</u></p>
(3)	「残存有効期間同一旅券」は、申請時に所持する旅券（現有旅券）と有効期間満了日が同一となる旅券を新規に発給するもので、訂正された内容は新規に発給される旅券の顔写真のページやICチップにも反映される。さらに、顔写真も新しいものに、旅券の所持人自署も変更後の氏名で署名することができる。つまり、旅券番号や顔写真、所持人自署の新しい旅券となる。
(4)	旅券の発給申請時の申請者側の記載ミスによって間違っって記載された旅券は、「残存有効期間同一旅券」は認められず、新たに旅券の発給を申請しなければならない。

Section 6 旅券の有効期間内の申請

一般旅券の名義人は、次のいずれかに該当する場合には、現有旅券の有効期間内においても、新たに旅券の発給の申請（書面手続・電子手続）をすることができる。これを一般的に「切替新規発給申請」という。	
①	残存有効期間が1年未満となったとき
②	査証欄に余白がなくなったとき
③	著しく損傷したとき
④	記載事項に変更が生じたとき
⑤	外務大臣又は領事官が旅券の名義人の保護又は渡航の便宜のため特に必要と認めるとき

Section 7 紛失又は焼失の届出

(1)	一般旅券の名義人は、旅券を紛失し、又は焼失した場合には、遅滞なく、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事官に対し、その旨を届け出なければならない。ただし、国内で届け出る場合で、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上、外務大臣に提出することができる。
(2)	一般旅券の名義人が病気、身体の障害、交通至難の事情など真にやむを得ない理由により自らが届け出すことが困難であると認められるときは、代理人（書面手続の場合は一般旅券の名義人の配偶者又は2親等内の親族、一般旅券の名義人の指定した者（自己の行為の責任をわきまえる能力のない者を除く。）、電子手続の場合は申請者が未成年者又は成年被後見人であって、かつ、国内においてその法定代理人に限る。）を通じて届出を行うことができる。

Section 8 旅券の失効

旅券は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。	
①	旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失ったとき
②	旅券の発給を申請し若しくは請求した者が当該旅券の発行の日から6か月以内に当該旅券を受領せず、又は一往復用旅券の名義人が当該旅券の発行の日から6か月以内に本邦を出国しない場合には、その6か月を経過したとき
③	旅券の有効期間が満了したとき。（ <u>旅券の名義人が、海外にいる場合であっても、有効期間が満了した時点で、旅券は失効する。</u> ）
④	一往復用旅券の名義人が本邦に帰国したとき
⑤	新たに旅券の発給を申請する場合に返納される旅券にあつては、新たな旅券が交付されたとき
⑥	紛失又は焼失した旅券にあつては、当該旅券の紛失又は焼失の届出があったとき
⑦	外務大臣又は領事官により返納を命ぜられた旅券にあつて期限内に返納されなかったとき、又は当該返納された旅券が効力を失うべきことを適当であると外務大臣又は領事官が認めたとき。

Section 9 旅券の返納

(1)	旅券の名義人が現に所持する旅券が“Section 8 旅券の失効”の①～④又は⑥のいずれかの事由によりその効力を失ったときは、当該旅券の名義人は、遅滞なく、国内においては都道府県知事又は外務大臣に対し、国外においては領事官に対し、その旅券を返納しなければならない。
(2)	外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命じることができる。
	① 旅券の名義人が、旅券の交付後に、一般旅券発給申請書の「刑罰等関係」欄の各項目に該当する者であることが判明した場合
	② 旅券の名義人が、旅券の交付後に、一般旅券発給申請書の「刑罰等関係」欄の各項目に該当するに至った場合
	③ 錯誤に基づき、又は過失により旅券の発給、渡航先の追加をした場合
	④ 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために、渡航を中止させる必要があると認められる場合
⑤ 旅券の名義人の渡航先における滞在が当該渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を著しく害しているため、その渡航を中止させて帰国させる必要があると認められる場合	

Section 10 外国滞在の届出

(1)	旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞するものは、遅滞なく、当該住所又は居所を管轄する領事官（当該住所又は居所を管轄する領事官がない場合には、最寄りの領事官）に「在留届」1通を提出しなければならない。
(2)	届出は、「在留届電子届出システム（ORRネット）」サイトからの「オンライン在留届」による提出の他、「在留届」用紙による提出（持参・FAX・郵送）も可能である。
(3)	「在留届」提出後、転居や家族の移動など「在留届」の記載事項に変更があったときや帰国するときは、必ずその旨の届出が必要である（「在留届」を「在留届電子届出システム（ORRネット）」サイトから提出している者は当該システムによる変更届・帰国届が可）。

Section 11 帰国のための渡航書

(1)	外務大臣又は領事官は、外国にある日本国民のうち次のいずれかに該当する者で本邦に帰国することを希望するものに対し、その者の申請に基づいて、必要があると認める場合には、旅券に代えて渡航書を発給することができる。 なお、 <u>外務大臣又は領事官は、渡航書の有効期間及び帰国の経由地を指定することができる。</u>
	① 旅券を所持しない者であって緊急に帰国する必要がある、かつ、旅券の発給を受けるいとまがないもの
	② 旅券の発給を受けることができない者
	③ 外務大臣又は領事官による旅券の返納の命令に基づいて旅券を返納した者
(2)	渡航書の発給を受けようとする者は、渡航書発給申請書その他外務省令で定める書類及び写真を領事官に提出して、渡航書の発給の申請を行うこととなる。この場合において、その者の現住する地方に領事館が設置されていないとき、その他その者が当該申請をすることができないやむを得ない事情があるときは、その者の親族や雇用者などの関係者が、外務大臣又は領事官に対して申請することができる。
(3)	電子手続により渡航書の発給を受けようとする者は、渡航書発給申請書に記載すべき事項に相当する情報並びに自署の画像及び写真等を送信しなければならない。

★5年以内に未交付失効があった場合の発給手数料

旅券は、当該旅券の発行の日から6か月以内に当該旅券を受領しない場合は、失効する（未交付失効。）。発行の日から6か月以内に旅券を受領しないで失効した場合で、失効後5年以内に旅券の発給申請をするときには、発給手数料が通常より6,000円高くなる。

出発予定日	年 月 日	※主要渡航先での滞在期間	<input type="checkbox"/> 3ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以上
※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にシ印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。			
① <input type="checkbox"/> 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② <input type="checkbox"/> 旅券の二重発給を受けようとする場合			
渡航目的(具体的に)			
②の場合は、二重発給が必要な理由も記入			
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名		コード	
旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例：GAIMU(TANAKA))			
(姓)			
(名)			
注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字(別名併記を除く)までです。 記号(・～など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。			
外務大臣殿		令和 年 月 日	
在 大使 総領事 殿			
法定代理人(後見人など)署名		(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合、通常より高い手数料を徴収します。) (申請者が成年被後見人の場合は、法定代理人(成年後見人)の署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)	
本人確認欄	(1点でよい書類)	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無綫従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類)
	<input type="checkbox"/> 日本国旅券 運送免許証 個人番号カード 船員手帳 海技免状 猟銃所持許可証	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書(学生証、社員証、公的な資格証明書など)	<input type="checkbox"/> 一時帰国者
官公庁記載欄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理		<input type="checkbox"/> 非ヘボン <input type="checkbox"/> 別名併記 <input type="checkbox"/> 長音表記
	疎明資料名 ()		理由 ()

(令和五年三月改正)

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
	令和 年 月 日
引受人記入	引受人氏名 申請者との関係
	引受人住所
注意事項	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。
	令和 年 月 日 連絡先電話番号 ()
	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
注意事項	1. 「申請者記入」欄には、申請者本人が記入してください。 2. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 3. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(令和五年三月改正)

(別記第4号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

ポイントチェック



第1問 数次往復用一般旅券に関する以下の問1.～問11.の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を選びなさい。

問1. 14歳の時に交付を受けた旅券の残存有効期間が1年未満となった場合、名義人は当該旅券の有効期間内に、新たに有効期間が10年の旅券を申請することができる。

問2. 書面手続により旅券の発給申請に当たり、本人確認のための書類として、印鑑登録証明書と実印を提示すればよい。

問3. 有効期間が満了となった旅券の名義人が当該旅券を返納し、新たに旅券の発給申請をする場合、申請者の氏名又は本籍の都道府県名に変更がないときは、戸籍謄本の提出を省略することができる。

問4. 書面手続であって、署名する能力のない幼児が発給申請者である場合、発給申請者に代わり「一般旅券発給申請書」の「所持人自署」欄に記名することができるのは、その法定代理人に限られる。

問5. 書面手続により旅券の発給を申請するに当たり、申請者がその法定代理人を通じて旅券の発給の申請に係る書類及び写真を提出して申請しようとする場合、申請書類等提出委任申出書の提出を要しない。

問6. 書面手続により旅券の発給申請をするに当たり、申請者がその配偶者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請しようとする場合には、当該申請者に代わり出頭する者の身元を確認するための書類の提示又は提出を要しない。

問7. 旅券の記載事項に変更が生じた者であって、残存期間同一用の一般旅券発給申請書で旅券の発給申請ができるのは、名義人の氏名・呼称、本籍の都道府県名、生年月日及び性別の変更に限られる。

- 問8. 残存有効期間が3年となった旅券の査証欄に余白がなくなったため、残存期間同一用の一般旅券発給申請書で発給申請をした場合、新たに発給される旅券の有効期間は、現有旅券の残存有効期間と同一である。
- 問9. 旅券の名義人が当該旅券を紛失し、遅滞なく、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に届出をする場合には、紛失一般旅券等届出書1通に、紛失の事実を証明し、又は疎明する書類及び当該旅券の名義人の写真を添えて、提出しなければならない。
- 問10. 旅券の新規発給申請を行った者が、当該旅券の発行の日から6か月以内に本邦を出国しなかった場合、その6か月を経過した時点で当該旅券は失効する。
- 問11. 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在しようとするものは、あらかじめ都道府県知事を通じて外務大臣に在留届1通を提出して、届け出なければならない。

第2問 本邦在留の外国人（仮上陸の許可を受けている者及び上陸の特例により上陸の許可を受けている者を除く。）の再入国の許可及び本邦在留の外国人のみなし再入国の許可（出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者を除く。）に関する以下の問12. ～問13. の記述について、正しいものには○を、誤っているものには×を選びなさい。

- 問12. 特別永住者に関し、再入国の許可（みなし再入国の許可を除く。）の有効期間（有効期間の延長の許可を除く。）は、許可の効力が生ずるとされた日から一定の期間を超えない範囲内で決定されるが、その一定の期間とは6年である。
- 問13. みなし再入国許可を受けて出国した外国人が、当該許可の有効期間内に再入国することができないときは、日本国領事官等に当該許可の有効期間の延長を申請することができる。

ポイントチェック

解答・解説編



第1問

問1. 正解 ○ 正しい。旅券の発給申請時に18歳未満の者には、有効期間が5年の数次往復用一般旅券が発給されるため、本問の名義人が14歳の時に交付を受けた旅券は有効期間が5年の数次往復用一般旅券である。したがって、本問の名義人は、残存有効期間が1年未満となったため、当該旅券の有効期間内に、新たに旅券の発給申請をする場合、申請時では18歳に達しているため、有効期間が10年の数次往復用一般旅券を申請することができる。旅券発給申請時に18歳以上の者は、原則として有効期間が10年の数次往復用一般旅券を申請することができるが、申請者が希望する場合には、有効期間が5年の数次往復用一般旅券を申請することができる。【TEXT:P3】

問2. 正解 × 誤り。書面手続による旅券の発給申請に当たり、本人確認のための書類として、印鑑登録証明書と実印を提示するだけでは不十分である。印鑑登録証明書と実印を提示する場合には、本人確認のための書類として他に、学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真をはり付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの、あるいは健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証等の提示又は提出が必要である。【TEXT:P6・7】

問3. 正解 × 誤り。旅券を所持する者が、当該旅券の有効期間内に、旅券の新規発給申請（切替新規発給申請）をする場合、当該申請者の氏名及び本籍の都道府県名に変更がなければ、戸籍謄本の提出を省略することができるが、本問のように、有効期間が満了となった旅券を返納し、旅券の新規発給申請をする場合、戸籍謄本の提出を省略することができない。【TEXT:P7】

問4. 正解 × 誤り。書面手続による旅券の発給申請に当たり、申請者が「一般旅券発給申請書」の「所持人自署」欄に署名する能力のない乳幼児である場合、法定代理人以外にも、発給申請者の海外渡航に同行を予定しているものや都道府県知事又は領事官が発給申請者に代わり記名することが適当であると認めるものも当該申請者に代わり記名することができる。なお、発給申請者の代わりに記名する者の順位は決まっており、①発給申請者の法定代理人、②発給申請者の配偶者、③発給申請者の海外渡航に同行を予定しているもの、④都道府県知事又は領事官が発給申請者に代わり記名することが適当であると認めるものの順により行う。【TEXT:P8】

問5. 正解 ○ 正しい。〔TEXT:P9〕

問6. 正解 × 誤り。書面手続であって、旅券の申請者に代わり、代理の者が申請に出頭する場合は、代理で出頭する者の身元を確認するための書類の提示又は提出が必要である。申請者に代わり出頭する者が申請者の配偶者及び2親等内の親族であっても、身元確認のための書類の提示又は提出が必要である。〔TEXT:P9〕

問7. 正解 ○ 正しい。〔TEXT:P11〕

問8. 正解 ○ 正しい。〔TEXT:P11〕

問9. 正解 ○ 正しい。〔TEXT:P12〕

問10. 正解 × 誤り。数次往復用一般旅券の失効には本問のような規定はない。なお、旅券の発給を申請した者が当該旅券の発行の日から6か月以内に旅券を受領しないときは、その6か月を経過した時点で当該旅券は失効する。〔TEXT:P12〕

問11. 正解 × 誤り。旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、遅滞なく、当該住所又は居所を管轄する領事官（当該住所又は居所を管轄する領事官がない場合には、最寄りの領事官）に在留届1通を提出して、届け出なければならない。〔TEXT:P13〕

第2問

問12. 正解 ○ 正しい。特別永住者に対し、再入国許可を与える場合の有効期間は、許可の効力が生ずるとされた日から一定の期間を超えない範囲内で決定されるが、その一定の期間とは6年である。〔TEXT:P34〕

問13. 正解 × 誤り。みなし再入国許可を受けて出国した場合は、当該許可の有効期間内に再入国することができないときであっても、当該許可の有効期間の延長を申請することができない。〔TEXT:P34〕